

青森県報

第二百三十四号

令和二年
十一月十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 略痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉) ……
- 特定行為業務の登録……………(保 険 課) ……
- 同 ……(同) ……
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……

告 示

青森県告示第八百十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇 一四九	令和 二・二・ 九	社会福祉 法人明和 会	住 所	名 称	事 業 所	業務開始 年月日	備 考
五 四 内 字 字 五 の 並 赤 田 四 二 木 川 名 一 大 四 一 ノ 部 大		と な み 療 護 園				令 和 二・二・ 九	障 害 者 支 援 施 設

〇二五〇 一五〇	〃	社会福祉 法人明和 会	住 所	名 称	事 業 所	業務開始 年月日	備 考
五 四 内 字 字 五 の 並 赤 田 四 二 木 川 名 一 大 四 一 ノ 部 大		と な み 療 護 園				〃	生 活 介 護

青森県告示第八百十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇 三〇五	〃	社会福祉 法人明和 会	住 所	名 称	事 業 所	業務開始 年月日	備 考
五 四 内 字 字 五 の 並 赤 田 四 二 木 川 名 一 大 四 一 ノ 部 大		と な み 療 護 園				令 和 二・二・ 九	障 害 者 支 援 施 設

青森県告示第八百十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

吹上支店

八戸市吹上三丁目

を削る。

第二号の表中

青い森信用金庫篠田支店三内出張所

青森市大字三内

、

青い森信用金庫大久保支店

八戸市大字大久保

、

青い森信用金庫大間支店風間浦出張所

下北郡風間浦村大字易国間

及び

青森県信用組合三戸支店戸来出張所

三戸郡新郷村大字戸来

を削る。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円